

## ①イノベーション及び成長に関するデジタル経済の恩恵

競争的な市場は、経済が十分に機能するための鍵である。厳正な競争政策の遂行によって、デジタル化によるイノベーション及び成長に係る便益増進が図られると同時に、デジタル市場における消費者厚生や信頼が守られることになる。

## ②既存の競争法制の柔軟性及び妥当性

競争法は柔軟に対応できる。競争法は、その指導原則や究極目標を大がかりに変更することなく、デジタル経済に係る課題に適応でき、また、適応しているものである。競争当局は、経済のデジタル化に見合った、競争法執行のための手段、資源及び技能を確保することが求められている。

## ③競争唱導活動及び競争評価の重要性

政府は、デジタル市場における又はデジタル企業と非デジタル企業間における競争について、関連施策・規制が不必要に制限していないかどうか分析すべきであり、また、より競争促進的で、実現可能な代替案を検討すべきである。競争当局は、実証的な市場調査及び競争唱導活動を通じて、関連施策・規制による競争制限を適示し、実現可能な解決案の提示という重要な役割を担うことができる。

## ④国際協力の必要性

デジタル経済のボーダーレスな特性を踏まえれば、競争法執行に係る国際協力及び法適用に係る国際的な収れんをさらに促進していくことが重要である。当該活動は、既存の国際的・多国間の枠組みの中で継続されることが望ましい。